

仕 様 書

第1 委託件名

令和8年度東京のナイトタイム観光の魅力発信キャンペーン業務委託

第2 目的

本事業は、都市を舞台とする文化芸術祭「ARTE TOKYO（東京国際文化芸術祭）」の開催など、訪都外国人旅行者の増加が見込まれる機会を捉え、ウェブサイト Tokyo Night Story(以下「TNS サイト」という。)を通じた東京のナイトタイム観光の情報発信の強化を図るものである。

第3 契約期間

令和8年7月3日から令和9年1月31日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

第5 通則

1. 本仕様書は、「令和8年度東京のナイトタイム観光の魅力発信キャンペーン業務委託」（以下「本委託」という。）に適用する。
2. 本委託の受託者（以下「受託者」という。）は、本委託の開始に当たって、実施体制及びスケジュールや実施内容等を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を契約締結から5日以内に財団に提示し、承認を得ること。
3. 受託者は、本委託を実施するに当たり、財団と綿密に打合せを行うものとする。本仕様書の解釈疑義が生じた場合は、財団と受託者で協議の上、定めるものとする。また、本仕様書に定めのない事項については、その都度、財団と協議を行うこと。
4. 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、業務を進めることとする。
5. 財団は、必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置を行うことができるものとする。
6. 契約金額には、特段の記載のあるものを除き、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。

第6 委託内容

1. 令和8年度東京のナイトタイム観光の魅力発信キャンペーンの実施

ア. 基本要件

以下の基本要件を踏まえて業務を遂行すること。

(1) コアエリア	①臨海エリア ②代々木・渋谷エリア ③日比谷・丸の内エリア ※詳細は以下の URL を参照すること。 https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2026/04/2026041007 https://artetokyo.jp/ja/
(2) TNS サイト	【日本語ページ】 https://www.tokyonightstory.com/ 【英語ページ】 https://www.tokyonightstory.com/en/
(3) ターゲット	夜間も観光を楽しむ訪都旅行者を対象とする。特に英語圏からの外国人旅行者に配慮した内容とすること。
(4) 留意事項	①本委託における「ナイトタイム」とは、18 時 00 分から翌 6 時 00 分までの時間帯をいう。 ②掲載コンテンツは、原則として当該時間帯に実施される観光コンテンツ、イベント、文化体験、ライトアップ、夜景鑑賞、施設営業、その他夜間の魅力を活用した取組等を対象とする。

イ. コアエリアのナイトタイム観光情報に関する特設ページの制作

(1) コアエリアのナイトタイム観光情報に関する特設ページ(以下「特設ページ」という。)を TNS サイト内に実装すること。特設ページのサイトマップ及び主要画面のワイヤーフレームを作成し、実装(コーディング)着手前に財団の確認・承認を得ること。

実装にあたっては、現在の TNS サイトの保守事業者と連携の上、適切に対応すること。

(2) 特設ページは 1 ページ構成を基本とする。ただし、情報量や導線設計の観点から必要な場合には、適切なページ数で構成することができる。

(3) 特設ページに掲載するコンテンツとして、コアエリア内に所在する観光スポットを紹介する記事を以下の事項に留意して制作すること。

- ・「第 6 1. ア. (3)」に定めるターゲットが閲覧し、コアエリア内の回遊行動を促す構成とすること。

例：エリア内のナイトタイムに楽しめる観光スポットを巡るモデルコース等

- ・紹介する記事は、コアエリアごとに制作すること。
- ・記事で取り上げる観光スポットの選定にあたっては、以下の URL に掲載されている「コアエリアの展開構想」で示されているエリアごとのプログラムや地図等を参照すること。

https://www.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tosei/20260410_09_01c

(4) 特設ページの掲載期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで(予定)とする。

なお、特設ページの掲載終了後は、当該ページへアクセスした際に、TNS サイトのトップページ等へ自動的に遷移するよう設定を行うこと。

(5) 日本語と英語の特設ページをそれぞれ制作すること。

(6) 情報を正確かつ最新の状態に保つこと。

(7) 特設ページは ARTE TOKYO との相互 P R に向け、財団が指示するウェブサイト(ARTE TOKYO の関連サイト)のバナー等を設置すること。

ウ. インスタグラムによる投稿を促進する仕掛けの設計・実施

- (1) コアエリア内における旅ナカの訪都外国人旅行者の来訪・回遊を促すことを目的とし、「第6 1. イ.」で制作する特設ページにおいて、インスタグラムによる写真もしくは動画の投稿を募集すること。投稿募集の案内の掲載位置は、特設ページの各エリアの記事下部を基本とする。ただし、閲覧者の操作性・視認性の観点から、より適切な構成がある場合はこの限りではない。
- (2) 募集する内容は、特設ページに掲載する各エリアの記事で提示した観光スポットやエリア内の夜間の観光スポットに関するものとする。
- (3) 投稿の募集期間は、令和8年10月10日から令和8年12月31日まで（予定）とする。
- (4) 投稿者は、国内在住者（訪都日本人旅行者等）及び訪都外国人旅行者とする。
- (5) 投稿された写真等は、掲載にふさわしい候補を選定し、財団へ共有及び了承を得た上で掲載すること。
- (6) 掲載する写真等の位置は、(1)で述べた「投稿募集」の下部とすること。ただし、より適切な構成がある場合にはこの限りではない。
- (7) 事業の実施にあたっては、個人情報の取得・管理など、国内外の関係法令等を認識の上、適切に取り扱うこと。

エ. 広告・PR 施策の実施

- (1) 特設ページへの誘導を目的とし、「第6 1. ア. (3)」に定めるターゲットに対し、WEB 広告等を企画・実施すること。
- (2) インスタグラムによる投稿を促すため、「第6 1. ウ. (4)」で定める投稿者に対し、PR 施策(SNS 広告等)を企画・実施すること。
- (3) 広告施策については、配信期間、使用媒体、掲出素材の仕様（形式・サイズ・言語別対応）、運用レポートの提出内容及び提出時期を明示すること。
- (4) 配信期間はキャンペーン実施期間を中心に、受託者において設定すること。
- (5) 媒体選定、配信規模については、事業効果及び予算規模を踏まえ適切に設計すること。

オ. キャンペーンの運営

- (1) キャンペーン全体の進行管理を行うこと。
- (2) キャンペーンの運営にあたっては、以下の項目を踏まえた導線設計とすること。
 - ・「第6 1. ア. (3)」に定めるターゲットを特設ページへ誘導すること。
 - ・特設ページの閲覧者に対し、インスタグラムによる投稿を促す内容とすること。
 - ・インスタグラムの閲覧者が特設ページへ遷移し、さらにインスタグラムによる投稿につながるような設計とすること。
- (3) キャンペーンについての問合せ対応、関係者との連絡調整及びスケジュール管理を日本語と英語で適切に実施すること。
- (4) キャンペーン参加者に対し、権利関係及び免責事項等の内容を明確にし、適切に周知すること。

カ. キャンペーンの KPI（目標値）について

- (1) 本事業の目的達成状況を確認するため、受託者は、特設ページの閲覧数（PV）、回遊・遷移状況、インスタグラム投稿数、広告の表示回数・クリック数等の指標を用いた KPI を設定し、その算定根拠（定性・定量）を提示した上で、財団の承認を得ること。
- (2) KPI については、事業規模に見合った現実的かつ達成可能な水準で設定すること。
- (3) 進捗状況については、原則として週単位及び月単位で報告すること。
なお、設定した KPI を大幅に下回る項目がある場合は、改善策を適宜財団に提案すること。
- (4) 各報告には、KPI 進捗、実施内容、課題、改善策及び次回対応方針を含めること。

キ. キャンペーンの効果測定及び分析

- (1) キャンペーンの効果測定及び分析を行い、今回の成果及び今後のキャンペーン実施に向けた課題や改善点等を報告すること。また、実施結果を踏まえ、今後効果的と思われるキャンペーンのアイデアがあればあわせて提案すること。
- (2) 効果測定の方法はインスタグラムの投稿、特設ページの PV 数に関する分析を基本とするが、設定した KPI に応じて、関連するデータを取得し、分析を行うこと。
計測に用いるツールについては、原則として財団が管理・確認できる権限を保有又は共同管理できる状態とすること。また、成果に紐づく行動を定義し、計測可能な形で設定すること。実際の手法に関しては財団に確認の上、決定すること。
- (3) パラメータや広告計測タグの設定等、測定に際して必要な準備がある場合は受託者の責任及び費用負担において実施すること。

ク. 特設ページの保守・運営

(1) 保守及び掲載情報の点検・更新

受託者は、契約の開始から終了まで、特設ページを適切に保守すること。保守については、以下の条件を満たすものとする。

- * 緊急時にも確実な連絡体制とするため、「緊急連絡体制図」を作成し、電話番号、メールアドレス及び夜間・休日の連絡先を提示すること。システム障害が発生した際は、夜間・休日でも可能な限り速やかに対応すること。
- * 障害発生やサイバー攻撃等の緊急時の対応体制を整備すること。
- * 本委託で制作する特設ページの運営に使用するシステム等（サーバなどのインフラ、使用ツール類、CMS 等）は、セキュリティレベルが高く、継続的に安定した運用が可能なものを使用すること。
- * サーバ及びドメイン・URL を適切に管理すること。
- * 24 時間 365 日の連続運用を前提とし、安定的に稼働させること。
- * 障害対策及びバックアップ取得について、必要に応じて、適切に実施すること。
- * 必要に応じて、CMS、プラグイン、セキュリティパッチ等を最新版に更新し、更新を実施した旨を速やかに財団へ報告すること。

- *脆弱性や不具合など、当該ページに問題が見つかった場合は、速やかに状況を財団に共有し指示を仰ぐこと。
- *サーバ作業者の操作履歴を保持すること。
- *財団から指示があった場合は、特設ページ内の軽微な修正（掲載施設の削除、写真の差替え、リンクの差替え、文言の差替え等）を実施すること。その際に必要となる各種情報、写真、原稿（外国語含む）等は財団から支給するものとする。
- *掲載情報の正確性及び最新性を確保するため、特設ページについては、本委託期間中に1回以上の総点検を実施し、財団の確認を経た上で、必要に応じて更新・修正を行うこと。総点検の実施スケジュールについては、事業計画書に落とし込んだ上で、財団の承認を得ること。
- *掲載施設、東京都及び財団からの依頼があった場合は、可能な限り速やかに掲載情報の追加・変更等を反映すること。
- *特設ページの更新方法、権限管理、緊急時の対応方法等を整理した運用マニュアルを作成し、納品すること。
- *保守・運用の内容については、本事業の規模を踏まえ、必要かつ合理的な範囲で実施すること。

(2) SEO 対策

SEO 対策については、以下を実施すること。

- ・検索エンジンでの表示順位向上を目指し、アクセス分析などを踏まえたサイトの SEO 対策を実施すること。なお、サイト構成や UI/UX の改善に向けた分析や改善提案、軽微な改修を含むものとする。
- ・ページ閲覧速度（Page Speed Insights）の改善等を実行し、サイトの軽量化などへの取り組みに努めること。
- ・meta タグ（canonical、ディスクリプションなど）、サイトマップ及びワイヤーフレーム、構造化の設定を行うこと。
- ・設定した仕様については、文書で報告すること。

(3) Cookie 同意ツールの導入・管理等

改正個人情報保護法、GDPR（EU 一般データ保護規則）その他関連する地域の個人情報取扱規約及びプラットフォーム利用規約に則り、Cookie 同意ツールを導入（選定、設定、実装を含む）し、管理（同意ログの保存、バナー表示設定、法改正対応、バージョン更新等を含む）すること。作業にあたっては、受託者自ら最新の情報収集に努めること。当該ツールのライセンス費用及び運用に係る費用は受託者の負担とし、本委託の費用に含めるものとする。なお、ツールの利用及び他サービスとの連携に際しては、必要に応じて委託者と協議の上、当該連携先との調整を含め、適切に対応すること。

(4) アクセス状況等の報告について

Google Analytics 等を利用して、以下の項目を含む毎月のアクセス状況を、翌月の5営業日以内に報告すること。アクセス状況は、言語別のものを報告すること。

＊ログ総計（PV、セッション数、UU、リピーター数、新規セッション率等）

＊地域別の訪問者数

上記の毎月の報告と別に、財団がアクセス状況等の報告を求めた際は、報告を行うこと。

2. 実施報告書の作成

本事業の実施結果等について、実施報告書を作成すること。以下の内容を必ず含めること。

＊業務スケジュール

＊アクセス状況（Google Analytics 等による分析を含む）

＊アクセス状況等を踏まえた、今後追加すべきコンテンツの提案

＊キャンペーンの企画概要

＊キャンペーンの効果測定及び分析

＊ウェブ広告・SNS 広告の運用レポート（ウェブ広告・SNS 広告を実施した場合）

第7 業務実施における注意点

1. 特設ページ構築に係る注意点

本委託における特設ページの作成に当たっては、以下のア～キの点に留意すること。

ア. HTML や CSS 等を使ってサイトをコーディングすること。

イ. サイトデザイン

以下の要件を満たすこと。

- ・ユーザーの利便性を考慮したものとする。特に、スマートフォンユーザーの利便性について重視すること。
- ・ウェブサイト運用効率化のため、閲覧する端末（PC・スマートフォン・タブレット）の画面サイズに合わせて最適なデザインで表示するレスポンシブウェブデザインを採用すること。
- ・国際的なガイドラインである WCAG 準拠のアクセシビリティ対応を行うこと。
- ・ブラウザにおける【ダークモード】などで、サイトを見ているユーザーに対しても、視覚的に問題がないことを確認すること。
- ・特設ページについては、以下の点にも留意すること。

＊継続的にコンテンツの分量が増加することを意識して設計すること。

ウ. サイトの今後の品質向上につなげるため、Google Analytics/サーチコンソール等の計測ツールを設置すること。

エ. SSL 証明書の導入やセキュリティプラグインの設定を行うこと。

オ. プライバシーポリシー等

特設ページ等で個人情報を取扱う場合には、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）用のページを作成し、トップページのフッター、またはその他の目立つ場所にリンクを設置し、利用者が容易に閲覧できるようにすること。また、特設ページで Cookie を取得する場合には、Cookie ポリシーについて、プライバシーポリシーと同様に専用のページを作成し、リンクを設置するこ

と。プライバシーポリシー及びCookieポリシーの記載内容については、財団と協議の上、内容を決定し、定期的に見直すこと。

カ．別紙1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」を参照の上、観光サイトとして必要と思われる項目については同ルールに準拠すること。

キ．以下のとおり、特設ページ公開前にテスト（ユーザーテスト）を実施すること。

- ・ 主要な各デバイス・ブラウザ・OS で特設ページの動作確認を行い、構築した内容が本番環境において有効であることを実証するためのテストを行うこと。
- ・ テスト内容は、機能や性能のほか、セキュリティやユーザビリティの面を含めて、それぞれが適正な状態に保たれているか確認できるものとし、以下(1)～(4)の内容を必ず含むこと。
 - (1) 利用者が特設ページを閲覧するに当たり、リンク設定、画像設定等が問題なく表示されているか、不具合が生じないかを検証する。
 - (2) ページの作成、更新業務及び閲覧が遅滞なく遂行可能であることを検証する。
 - (3) 負荷試験を実施し、性能要件等を満たしていることを検証する。
 - (4) テストを行う際は、最新の端末と1世代前の端末で問題なく使用できるか検証を行うこと。
- ・ ユーザビリティのテストにおいては、「第6 1.ア. (3)」のターゲットを考慮してテスターを選定すること。また、東京都「ユーザーテスト実施手順書」*の「4 ユーザビリティテストの進め方」の内容を参考に実施すること。

* <https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/business/digital-guideline#sec02>

2. 掲載許諾について

テキストや画像を含む、全ての情報の掲載許可申請を、各取材先、施設、イベント主催者等に対して、以下のア～オの項目を踏まえた上で、日本語の原稿を用いて行うこと。掲載のために必要な交渉等は受託者が丁寧に対応すること。

- ア 取材先等の決定前に、必ず協力の意向確認をすること。撮影が必要な場合は、撮影に関する説明も必ず行うこと。
- イ 掲載許可は、原則として書面で得ること。
- ウ 許諾状況の管理と報告を適宜行うこと。報告に際して、申請先担当者情報を含む管理表をExcelデータ等で作成し、財団に提出すること。
- エ 掲載許可の期間は原則として無期限とすること。ただし、やむを得ない場合は、財団と協議の上、適切な期間を設定すること。
- オ 特設ページに使用する原稿（翻訳済みの原稿を含む。）、写真、動画については、事前の受託者からの承諾なしに、別途東京都や財団が発行する観光振興に係る印刷物等や、東京都や財団が行う観光振興に係る事業活動において使用することがある。

3. ウェブ広告・SNS 広告を実施する場合の注意点

- ・ ウェブ広告・SNS 広告等に使用する具体的なプラットフォームを提案し、財団の承認を得ること。

- ・必要に応じて各広告の自動最適化の設定をすること。各広告の自動最適化の基準をどのように設定し、それをどのように改善していくかのプロセスを説明すること。
- ・実施に当たっては、運用計画を提出し、財団の承認を得ること。
- ・課金形式に合わせた各種指標の提出を行うこと。
※例：クリック課金の場合、クリック数・クリック単価
- ・広告キャンペーンを設定し、パラメータ設定、Google Analytics 設定、Google タグマネージャー、その他財団から依頼する初期設定を実施すること。
- ・広告に係る費用を管理し、確実に指定した媒体課金額や掲出量分を運用すること。
- ・運用状況を定期的に報告し、運用計画から遅れている場合は改善案を提案すること。また、広告管理画面のキャプチャを定期的に財団へ提出すること。
なお、改善案の実施や報告の頻度は財団に確認の上決定すること。
- ・配信後、運用が進まないプラットフォームや広告があった場合は、他の施策へ予算を移管できるようにすること。
- ・やむを得ない事情により期間内に指定した媒体課金額を消化できなかった場合や掲出量を達成できなかった場合は、財団と協議すること。
- ・広告運用終了後、2週間以内に運用レポートの提出を行うこと。広告の効果を測定し、そのデータから次の運用方針を提案すること。

4. その他の注意点

- ・東京都及び財団が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供を、その都度行うこと。
- ・財団の依頼に応じ、バナー制作や相互リンク、投稿シェア等、必要な対応を行うこと。
- ・契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作するとともに、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。

第8 納品物

以下の納品物を電子データで納品すること。

1. 「第6 2.」に定めた実施報告書（A4横、カラー）
2. 特設ページの運用管理に必要な全ての情報をまとめた書面（サイト設計書、システム仕様設計書等）
3. 特設ページデータ一式
4. その他、特設ページの管理に必要なデータ
※ 上記納品物については、閲覧用データに加え、編集可能な形式のデータを含めて提出すること。

第9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第10 秘密の保持

受託者は、第9により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第9により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

第11 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*第14に定めるところによる。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_joho_tokkishiyosho_20260305.docx

第12 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第13 個人情報の保護等

1. 「東京観光財団個人情報取扱要領」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」***に定められた事項を遵守すること。また、本委託業務の遂行にあたり、第9により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojin_joho_yoryo_20250401.pdf

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojin_joho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務で取扱う個人情報は以下を想定している。

- ・本事業のウェブページを通じて得たユーザーの氏名/連絡先/メールアドレスなど

2. 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」****及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*****に定められた事項を遵守すること。

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

***** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_joho_tokkishiyosho_20260305.docx

また、第9により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

3. 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや Cookie など）もアと同システムに格納されている場合には、同様に留意すること。

第 14 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

第 15 その他

1. 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
2. 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
3. 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
4. 本事業の委託者は財団であるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。

第 16 連絡先等

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課

電話 03-5579-2682